

令和2年度第11回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和3年2月25日(木) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 第3会議室

開 会 令和3年2月25日(木) 午後2時

出席委員 8名

1番 伊藤 正敏 3番 丹羽 保宏 5番 中野 浩光 6番 加藤 勲

8番 岩田 房喜 9番 鈴木 正 12番 水野 格廉 13番 山内 盛雄

農地利用最適化推進委員 0名

欠席委員 6名

2番 酒井 温司 4番 山田 富士雄 7番 日下部錠一 10番 後藤 章

11番 後藤 章正 14番 樋口 博

欠席農地利用最適化推進委員 3名

小崎 豊 渡辺 博史 堀田 啓

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 石田 隆

主 事 石塚 正己

主 事 平塚 康介

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件について

【議案第22号】

- ・農地法第3条の規定による許可申請 …… 3件

【議案第23号】

- ・農地法第5条の規定による許可申請 …… 2件

【議案第24号】

- ・農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供

(2) 報告案件について

【報告第23号】

- ・農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …… 3件

【報告第24号】

- ・農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …… 17件

2 その他

会 長 皆さん、こんにちは。

本日も緊急事態宣言が発令されておりますので、感染拡大防止の観点より、農業委員会が開催できる最少人数で開催いたします。委員の皆様におかれましてはご出席ありがとうございます。

では、只今から、令和2年度第11回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席者は8名で定足数に達していることをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は6番 加藤 勲（かとう いさお）委員と8番 岩田 房喜（いわた ふさよし）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

それでは、【議案第22号】 農地法第3条の規定による許可申請3件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案書1ページ、番号5をご覧ください。

申請地は、_____番で登記、現況ともに田で面積は____m²です。譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

労力不足で農地を手放したい_____さんと申請地が自己所有地に隣接するため一体利用が可能な_____さんからの所有権移転の申請になります。

譲受人は、トラクター、軽トラックを1台ずつ、耕運機を2台所有しており、従事日数は300日、経営面積は田と畑をあわせて4,007m²、通作距離は平均0.5km、平均通作時間は徒歩で15分です。その他申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当しないと判断されません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は私になりますが、特に問題ございません。

他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とし

て回答することといたします。

続きの説明を事務局に説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、番号6をご覧ください。

申請地は、 番で登記、現況ともに畑で面積は____m²です。譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

労力不足で農地を手放したい さんと経営の規模を拡大する意向のある_____さんからの所有権移転の申請になります。

譲受人は、トラクター、軽トラックを1台ずつ、耕運機を2台所有しており、従事日数は300日、経営面積は田と畑をあわせて4,007m²、通作距離は平均0.5km、平均通作時間は徒歩で15分です。その他申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当しないと判断されま

す。
以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件は山内委員の案件となりますが。

山内委員 問題ありません。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として回答することといたします。

続きの説明を事務局に求めます。

事務局 議案書1ページ、番号7をご覧ください。

申請地は、_____番で登記、現況ともに畑で面積は____m²です。

譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

相続により土地を取得したが、会社勤めのため農地の管理をすることができない_____さんと農業の経営規模を拡大したい_____さんからの使用貸借権の設定の申請になります。

譲受人は、トラクター、軽トラック、畝立て機、管理機、掘取機を各1台ずつ所有しており、従事日数は300日、経営面積は畑を2,667m²、通作距離は平均3km、平均通作時間は自動車で20分です。その他申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当しないと判断されま

す。
以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
この案件は加藤委員の案件となりますが。

加 藤 委 員 特に問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として回答することといたします。
続いて【議案第23号】農地法第5条の規定による許可申請2件について議題とします。
事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案第18号、番号17をご覧ください。
申請地は、_____番_で登記・現況共に畑で面積は___㎡です。
受人及び渡人は議案書のとおりです。住宅建築の予定です。
申請者は名鉄高架事業により立ち退きが必要になりましたが、申請者には小学生の子どもがおり、学区の変更ができないため、学区内で土地を探しましたが、現在居住している住宅と同程度の広さを確保できる土地が市街化区域では見つからず、今回、調整区域内にて申請地所有者より承諾を得ることができたため本申請に至りました。
申請地は、駅から概ね600m以内にある農地のため、許可基準の定める農地の区分の該当事項のオー（ア）－a－（b）に該当するため、第2種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。
以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
この案件の地元は加藤委員になります。

加 藤 委 員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として県に進達することといたします。
続きの説明を事務局に求めます。

事務局 議案第 18 号、番号 18 をご覧ください。

申請地は、_____番、__番、__番、__番、__番、__番で登記・現況共に田で面積は合計_____㎡です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。

申請者は本市内に事務所をかまえる法人で、今回の転用は____地内にある、譲受人の駐車場としての利用を予定しています。

現在、駐車場の収容台数は 67 台ですが、来院者が増加し、近隣の家電量販店等に駐車する患者もいる状況です。

そこでまとまった土地を探していたところ、申請地所有者より承諾を得ることができたため本申請に至りました。

申請地は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地であるため、許可基準の定める農地の区分の該当事項のエー（ア）－b－（a）に該当するため、第 3 種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件は私が担当となりますが、特段問題はございません。

他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として県に進達することといたします。

続きまして、【議案第 2 4 号】農地法第 5 2 条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します。

この議案を提出するのは、農地の賃貸借契約を締結する際の目安となるよう、農地法第 52 条の規定に基づき令和 2 年 1 月から 12 月までに農地法及び農業経営基盤強化促進法の規定により農業委員会を通じて賃貸借契約の締結のあった農地の賃借料を公表するためです。

令和 2 年 1 月から 12 月までに農地法及び農業経営基盤強化促進法により賃借権設定された農地がありませんでしたので、過去の賃借料情報を提供いたします。

なお、この賃借料情報は、拘束力はなく賃借料の参考として提供す

るものです。実際の契約の際には、貸し手と借り手の両者で協議の上、賃貸借契約を締結していただくものです。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

今年の農地の賃借はないとのことでしたが、何か質問はありますか。

なければ、当農業委員会として承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、この案件について当農業委員会として「承認」することといたします。

【報告第23号】農地法第4条第1項第8号の規定による届出 3件及び【報告第24号】農地法第5条第1項第7号の規定による届出17件について事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 (第4条届出) では、読み上げさせていただきます。

番号 43、_____番で登記田、現況宅地です。

こちら加藤委員の案件となります。

加 藤 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。

続きまして番号 44、_____で登記田、現況雑種地です。

こちら山内委員の案件となります。

山 内 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。

続きまして番号 45、_____で登記・現況共に田です。

こちら堀田推進委員の案件で事前に問題なしと確認しております。

農地法第4条届出については以上となります。

続いて農地法第5条の届出について読み上げさせていただきます。

番号 92、_____番で登記畑、現況雑種地です。

こちら岩田委員の案件となります。

岩 田 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。

続きまして番号 93、_____番で登記・現況共に田です。

こちら 中野委員の案件になります。

中野委員 問題ありません。
事務局 ありがとうございます。
続きまして番号 94、____番____で登記・現況共に田です。
こちら 岩田委員の案件になります。

岩田委員 問題ありません。
事務局 ありがとうございます。
続きまして番号 95、____番____、登記・現況ともに畑です。
こちら 岩田委員の案件になります。

岩田委員 問題ありません。
事務局 ありがとうございます。
続きまして番号 96、____番____、____番____で登記・現況共に田です。
こちら伊藤委員の案件になります。

伊藤委員 問題ありません
事務局 ありがとうございます。
続きまして番号 97、____番____で、登記田、現況畑です。
こちら伊藤委員の案件になります。

伊藤委員 問題ありません
事務局 ありがとうございます。
続きまして番号 98、____番____で登記・現況ともに畑です。
こちら岩田委員の案件になります。

岩田委員 問題ありません
事務局 ありがとうございます。
続きまして番号 99、____番____で登記・現況共に畑です。
こちら岩田委員の案件になります。

岩田委員 問題ありません
事務局 ありがとうございます。
続きまして番号 100、____番____で登記、現況共に畑です。
こちら丹羽委員の案件になります。

丹羽委員 問題ありません。
事務局 ありがとうございます。
続きまして番号 101、____番____で登記・現況共に田です。
こちら岩田委員の案件になります。

岩 田 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。
続きまして番号 102、 番 で登記・現況共に田です。
こちら岩田委員の案件になります。

岩 田 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。
続きまして番号 103、 番 で登記田、現況畑です。
こちら岩田委員の案件になります。

岩 田 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。
続きまして番号 104、 番 で登記田、現況畑です。
こちら岩田委員の案件になります。

岩 田 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。
続きまして番号 105、 番 で登記畑、現況田です。
こちら岩田委員の案件になります。

岩 田 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。
続きまして番号 106、 で登記・現況共に畑です。
こちら堀田推進委員の案件で事前に問題なしと確認しております。

事 務 局 続きまして番号 107、 で登記・現況共に畑です。
こちら堀田推進委員の案件で事前に問題なしと確認しております。

事 務 局 続きまして番号 108、 番、 番、 番 ですべて登記田、
現況雑種地です。
こちら加藤委員の案件になります。

加 藤 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。
以上で農地法第 5 条の届出について説明を終わります。

会 長 では以上の件について、何か質問等ありませんか。
それでは、2 その他に移ります。
事務局は何かありますか。

事 務 局 特にありません。

会 長 それでは、次回の開催について確認します。
次回の日時は令和3年3月25日、木曜日、午後2時から、清須市役
所南館3階大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願い致します。
以上で令和2年度第11回農業委員会を閉会します。
本日はご苦労様でした。

—終了時刻午後2時40分—

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「 番地」、
農地の地番は「 番」との表記で省略して記載しています。